

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「こと」の下に「（政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十七条第二号中「交通施設の整備」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ 土地利用

ロ 交通施設の整備

ハ 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報

（第六十六条第一号において単に「地理空間情報」という。）の活用の推進

第十七条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 土地に関する総合的かつ基本的な政策（有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある土地に係るものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関する調整に關すること。

四 土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関する調整に關すること。

第六十四条第二号を次のように改める。

二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に關する關係行政機關の事務の調整に關すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第六十六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七十二条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 公共用地取得制度に關すること。

三 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に關する企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

四 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

五 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
と。

六 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

第七十三条第二号中「こと（」の下に「政策統括官並びに」を加え、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。

第七十五条中第三号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 不動産の鑑定評価に関すること。

第七十八条第三号を削る。

第八十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、
、第一号の次に次の一号を加える。

二 都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第八十三条第一号中「こと（」の下に「総務課及び」を加え、同条第二号から第七号までを削り、同条第八号中「並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全」及び「（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第二号とし、同条第九号を同条第三号とし、同号の次に次の五号を加える。

四 筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

五 関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の規定による大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備及び開発に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

七 大都市の機能の改善を図る観点からの、琵琶湖の総合的な保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八 首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況の国会に対する報告並びにその概要の公表並びに近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する状況の公表に関すること。

第八十六条中第十号を第十七号とし、第三号から第九号までを七号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の七号を加える。

三 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び政策統括官並びに都市政策課の所掌に属するものを除く。）。

五 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に関すること（都市政策課の所掌に属するものを除く。）。

六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること（市街地整備課の所掌に属するものを除く。）。

七 多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。

八 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

九 首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

第百十九条第八号及び第九号中「（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）」を削る。
第百九十条第二項中「第十七条第五号」を「第十七条第七号」に改める。

附 則

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、政策統括官の職務を変更する等の必要があるからである。